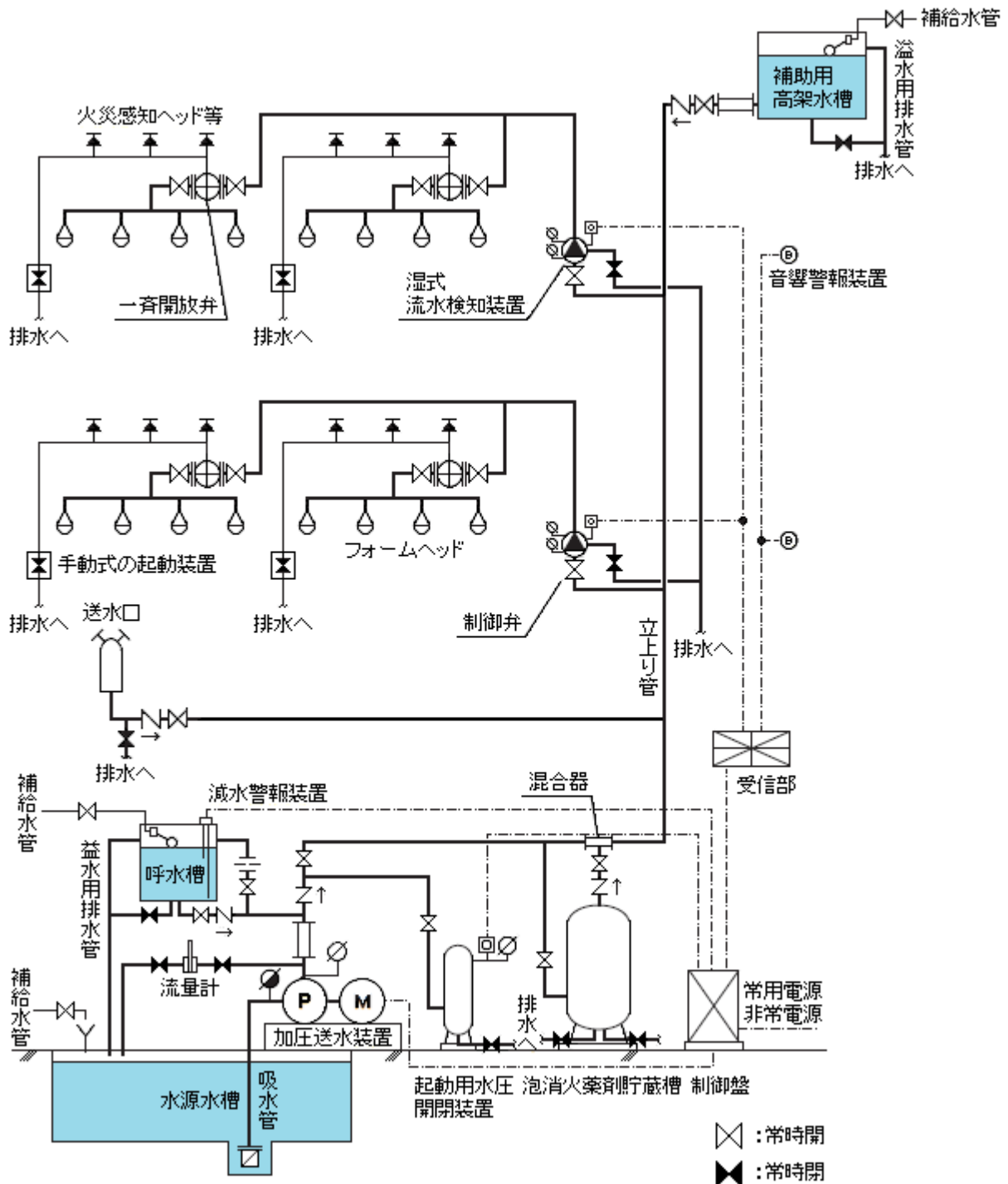


第4 泡消火設備

(固定式泡消火設備 (高発泡用泡放出口を用いるものを除く。))

1 主な構成

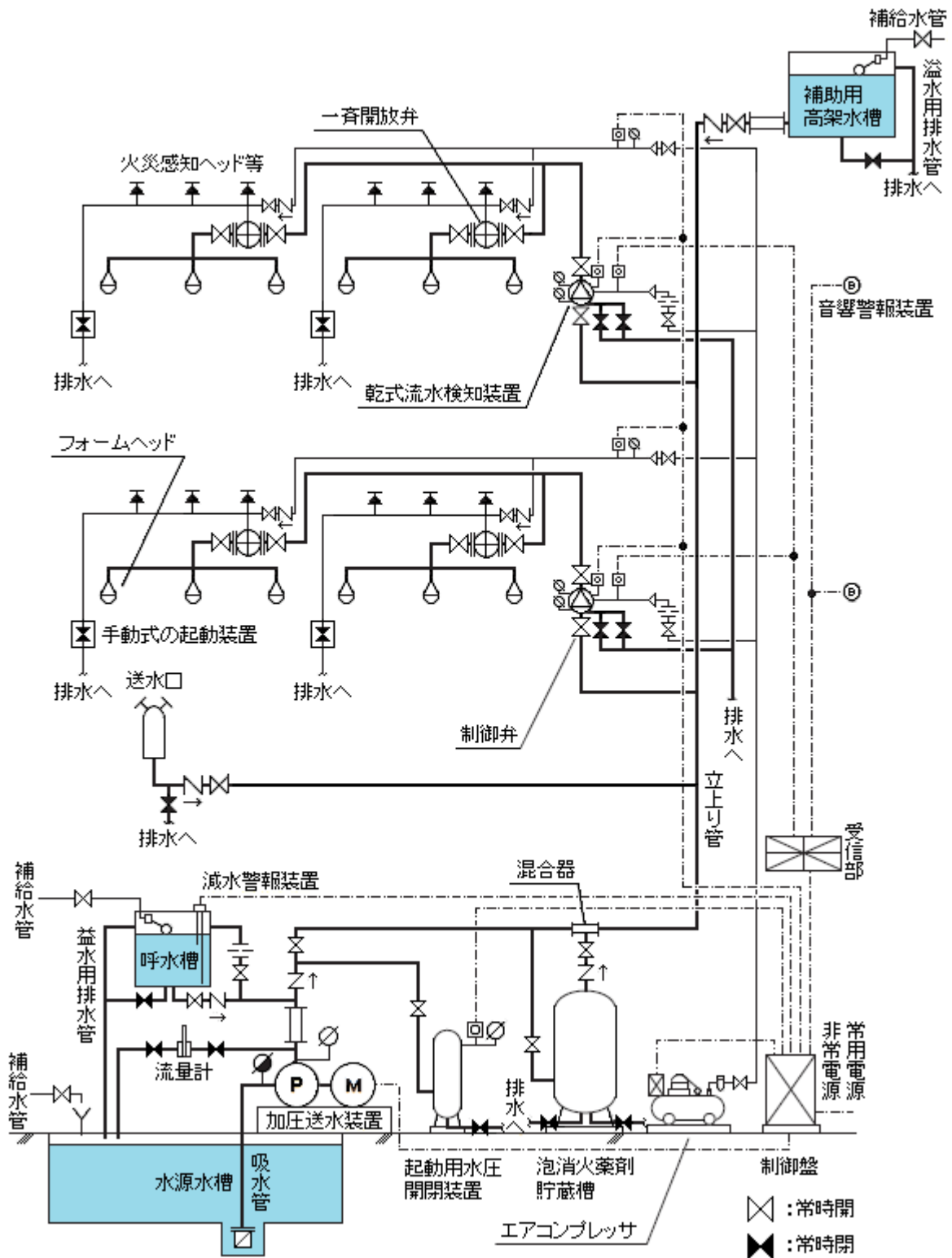
- (1) 湿式流水検知装置を用いる方式のもの (プレッシャー・プロポーショナー方式。第4-1 図参照)



第4-1 図

(2) 乾式流水検知装置を用いる方式のもの（プレッシャー・プロポーションナー方式。第4-2

図参照）



第4-2図

2 加圧送水装置

加圧送水装置（圧力水槽を用いるものを除く。）は、次によること。

(1) ポンプを用いる加圧送水装置

ア 設置場所

(ア) 設置場所は、政令第15条第6号の規定によるほか、**第2 屋内消火栓設備 3(1)**(ウを除く。)を準用すること。

(イ) ポンプの設置場所の見やすい箇所に、次の表示を設けること。(第4-3図参照)

泡消火設備(固定式)の概要	
1 設置場所 :	地 : 白色
2 防護面積 :	文字 : 黒色
3 ヘッドの種別及び数量 :	1字につき2cm ² 以上
4 放出方式 :	
5 消火薬剤の種別、混入率及び数量 :	
6 加圧送水装置の性能 :	
7 非常電源の種別 :	
8 設置年月日 :	
9 施工者名 :	

第4-3図

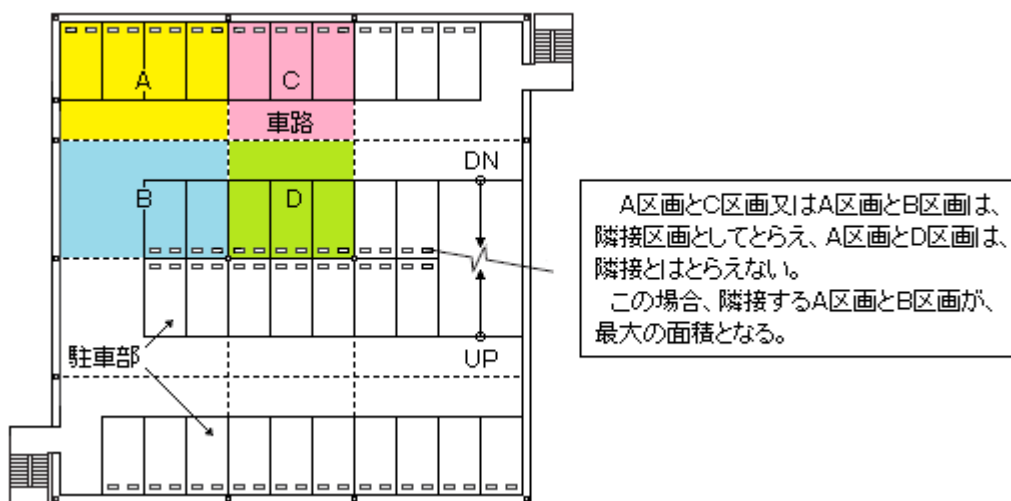
イ 機器

機器は、省令第18条第4項第9号の規定によるほか、次によること。

(ア) ポンプは、泡消火設備専用とすること。

(イ) **第2 屋内消火栓設備 3(2)**を準用すること。

(ウ) 省令第18条第4項第9号ハ(イ)に規定するポンプの吐出量は、隣接する2放射区域（政令別表第1(13)項ロに掲げる用途に供される部分にあつては、1放射区域）の面積が最大となる部分に設けられたすべての泡ヘッドから同時に放射される泡水溶液（泡消火薬剤と水との混合液をいう。以下この項において同じ。）の毎分当たりの量以上の量とすること。▲（第4-4図及び第4-7図参照）



第4-4図

(エ) 防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置し、加圧送水装置を併用する場合は、それぞれが必要とする性能を合算したものとすること。

ウ 設置方法

設置方法は、省令第 18 条第 4 項第 9 号の規定によるほか、**第 2 屋内消火栓設備 3** (3)を準用すること。

エ 泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

省令第 18 条第 4 項第 9 号ニに規定する「泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置」は、**第 2 屋内消火栓設備 3**(4) (ウを除く。)を準用すること。

(2) 高架水槽を用いる加圧送水装置

ア 設置場所

設置場所は、政令第 15 条第 6 号の規定によるほか、**第 2 屋内消火栓設備 3**の 2(1)を準用すること。

イ 機器

機器は、省令第 18 条第 4 項第 9 号の規定によるほか、**第 2 屋内消火栓設備 3**の 2(2)を準用すること。

ウ 設置方法

設置方法は、省令第 18 条第 4 項第 9 号の規定によるほか、**第 2 屋内消火栓設備 3**の 2 (3)を準用すること。

エ 泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置

省令第 18 条第 4 項第 9 号ニに規定する「泡放出口の放出圧力が当該泡放出口の上限値を超えないための措置」は、**第 2 屋内消火栓設備 3**の 2(4)を準用すること (3(4)ウを除く。)

3 水源

水源は、省令第 18 条第 2 項の規定によるほか、次によること。

(1) 水源は、**第 2 屋内消火栓設備 4**を準用すること。

(2) 省令第 18 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定される水源の水量は、次によること。

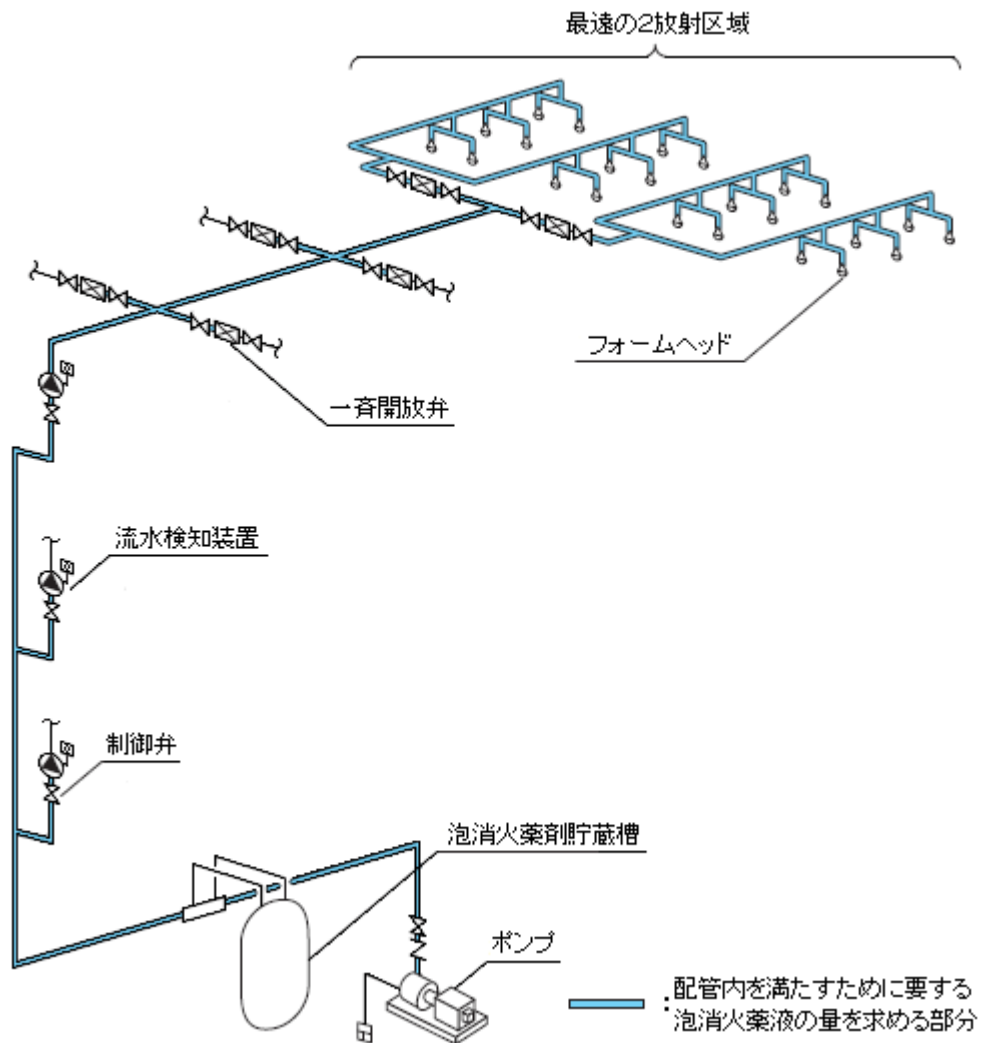
ア 前 2(1)イ(イ)に定める泡ヘッドを同時に使用した場合に 10 分間放射することができる泡水溶液を作るのに必要な量以上の量とすること。●

イ 省令第 18 条第 2 項第 5 号に規定する「配管内を満たすに要する泡水溶液の量」は、ポンプから最遠の 2 放射区域までの配管を満たすに必要な水量とすること。● (第 4-5 図参照)

なお、配管に JIS G3442 又は JIS G3452 (白管に限る。)を用いる場合は、**第 4-1 表**により、泡水溶液の量を求めること。▲

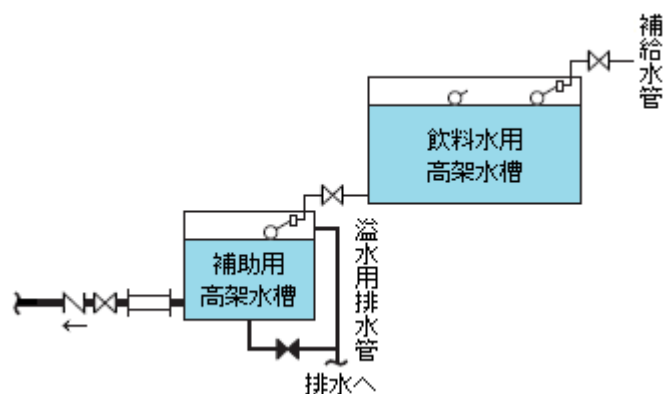
第4-1表 JIS G3452、JIS G3454（白管に限る。）

呼び径	15 A	20 A	25 A	32 A	40 A	50 A	65 A
1 mあたりの 泡水溶液量 (L)	0.2	0.4	0.6	1.0	1.4	2.2	3.6
呼び径	80 A	100 A	125 A	150 A	200 A	250 A	300 A
1 mあたりの 泡水溶液量 (L)	5.1	8.7	13.4	18.9	32.9	50.8	72.9



第4-5図

- (3) 泡消火設備の水源は、飲料用水源（高架水槽を含む。）と接続しないこと。
 なお、飲料水用水源との遮断方法は、**第4-6図**の例によること。
- (4) 防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置した場合の水源の水量は、それぞれの必要水量を合算した量以上とすること。



第4-6図

4 配管等

配管等は、省令第18条第4項第8号の規定によるほか、次によること。

(1) 配管

配管は、**第2 屋内消火栓設備 5(1)**（コを除く。）を準用するほか、次によること。

ア 配管は、専用とすること。●

イ 省令第18条第4項第8号に規定する「亜鉛メッキ等による防食処理を施すための措置」は、**第3 スプリンクラー設備 19(6)イ(ウ)**を準用すること。

ウ 駐車の用に供される部分、車両が通行するスロープ等では、車両が配管等へ接触することによる折損、破損事故を防止する措置が講じること。▲

エ 一斉開放弁の二次側には、泡ヘッドから散水することなく一斉開放弁の試験ができる弁及び排水管を設けること。

オ 加圧送水装置の吐出側直近部分の配管には、その表面の見やすい箇所に泡消火設備用である旨を表示すること。

(2) 管継手

管継手は、**第2 屋内消火栓設備 5(2)**を準用すること。

(3) バルブ類

バルブ類は、**第2 屋内消火栓設備 5(3)**を準用すること。

(4) 配管内の充水

配管内は、起動用水圧開閉装置を用いる方法又は**第2 屋内消火栓設備 5(4)ア又はイ**の例により、一斉開放弁（乾式流水検知装置を用いた方式の場合は、当該流水検知装置）から泡ヘッドまでの部分を除き、常時充水しておくこと。▲

5 配管等の摩擦損失計算

配管等の摩擦損失計算は、**摩擦損失計算告示**によるほか、**第2 屋内消火栓設備 6**を準用

すること。

6 放射区域

放射区域については、次によること。

(1) フォームヘッドを用いる泡消火設備の放射区域

省令第 18 条第 4 項第 5 号の規定にかかわらず、一の放射区域の面積が駐車のために供される部分にあっては 80 m²未満、その他の防火対象物又はその部分に設けられるものにあつては 50 m²未満となる場合は、当該放射区域を隣接する他の放射区域に重複させて設定することができるものとする。

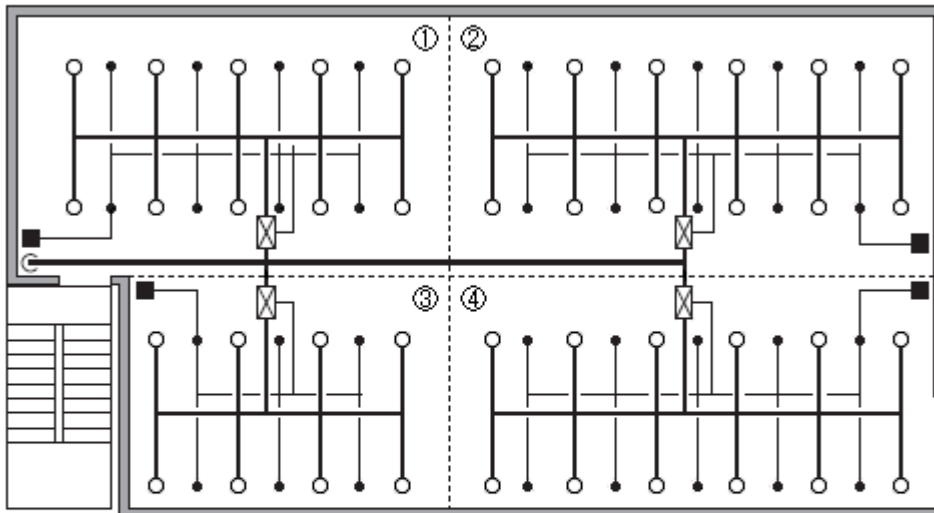
(2) フォームウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる泡消火設備の放射区域

政令別表第 1 (13) 項ロの用途に供される部分の泡消火設備の放射区域は、当該部分の床面積の 3 の 1 以上の面積で、かつ、200 m²以上（当該面積が 200 m²未満となる場合にあっては、当該床面積）となるように設けること。

7 泡消火薬剤

- (1) 省令第 18 条第 3 項に規定する泡消火薬剤の貯蔵量は、前 3 (2) に定める泡水溶液の量に、消火に有効な泡を生成するために適した泡消火薬剤の希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。●（第 4-7 図参照）

（駐車のために供する部分にフォームヘッドを設置した場合の例）



凡例

Ⓜ	放射区域(50m ² 以上100m ² 以下)
○	泡ヘッド(フォームヘッド) 0.25MPa 35L/min
●	火災感知ヘッド等(閉鎖型スプリンクラーヘッド)
⊠	一斉開放弁
■	手動式の起動装置

放射区域番号	放射区域面積	ヘッド個数	放射量	備考
①	75m ²	10個	350L/min	
②	85m ²	12個	420L/min	最大となる放射区域
③	55m ²	8個	280L/min	
④	85m ²	12個	420L/min	最大となる放射区域

<p>【ポンプ吐出量】</p> <p>○隣接する2放射区域の面積が最大となる部分に設けられた泡ヘッド:24個 $24個 \times 35L/min = 840L/min$</p> <p>【水源水量】</p> <p>○配管中の泡水溶液:100L $24個 \times 35L/min \times 10min + 100L = 8.5m^3$</p> <p>【泡消火薬剤】</p> <p>○泡消火薬剤混合装置:プレッシャー・プロポーショナー方式 ○希釈容量濃度:3% $(24個 \times 35L/min \times 10min \times 3\%) + (100L \times 3\%) = 255L$</p>

第4-7図

(2) 泡消火薬剤の貯蔵槽

- ア 材質は、泡消火剤により腐食等のおそれのないもの又は防食措置を講じたものであること。
- イ 貯蔵槽には、点検口及び掃除口を設けること。
- ウ 呼気弁又は通気管を必要に応じ設けること。
- エ 貯蔵槽が常時加圧されることにより、ダイヤフラム等に支障が生じるおそれのあるものにあつては、有効な圧抜き措置を講ずること。
- オ 設置場所は、設置場所は、**第2 屋内消火栓設備 3(1)**(ウを除く。)に準ずるほか、点検、補修に必要な空間及び換気、室温並びに排水等を考慮すること。
- カ 消火薬剤貯蔵槽の設置場所の見やすい箇所に、**第4-8図**の表示を設けること。

消火薬剤	
1	種別
2	混入量
3	薬剤量
4	設置年月日

第4-8図

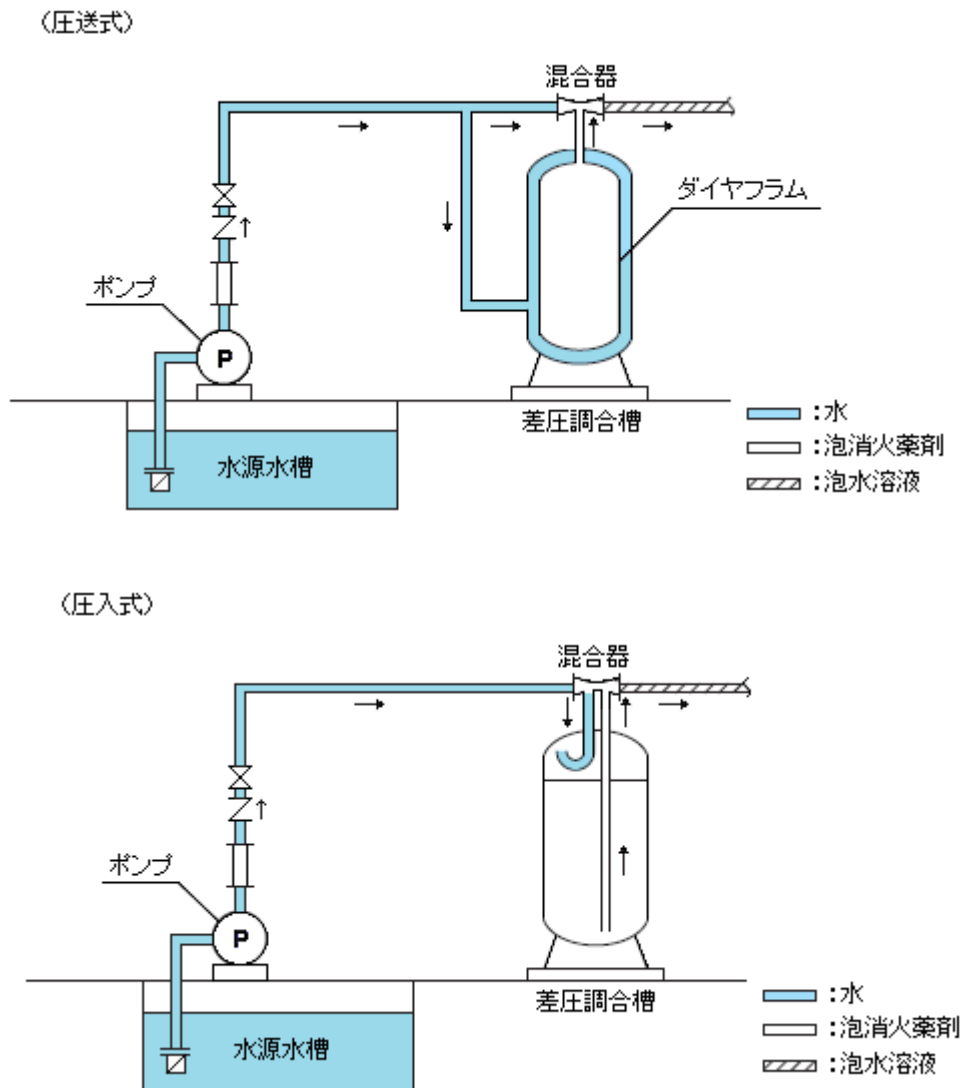
8 泡消火薬剤混合装置等

泡消火薬剤混合装置は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。

(1) 混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、ポンプ・プロポーショナー方式又はプレッシャー・サイド・プロポーショナー方式とし、使用する泡消火薬剤及び泡ヘッドに整合し、消火に有効な泡を生成するために適した泡水溶液を混合することができるものとする。

ア プレッシャー・プロポーショナー方式（第4-9図参照）

送水管途中に差圧調合槽と混合器（吸入器）を接続して、水を泡原液槽内に送り込み、原液の置換えと送水管への泡原液吸込作用との両作用によって流水中に泡原液を混合させて希釈容量濃度の泡水溶液とする方式のものをいう。

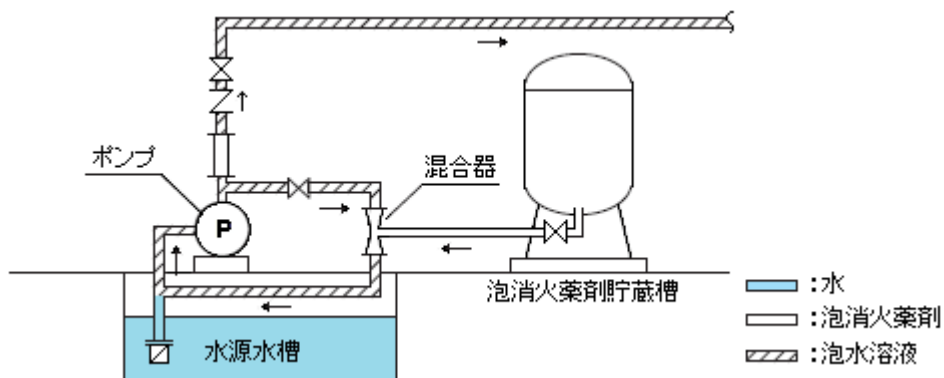


第4-9図

イ ポンプ・プロポーショナー方式（第4-10図参照）

加圧送水装置のポンプの吐出側と吸水側とを連絡するバイパスを設け、そのバイパスの途中に設けられた混合器（吸入器）にポンプ吐出水の一部を通し、濃度調整弁でその吸込

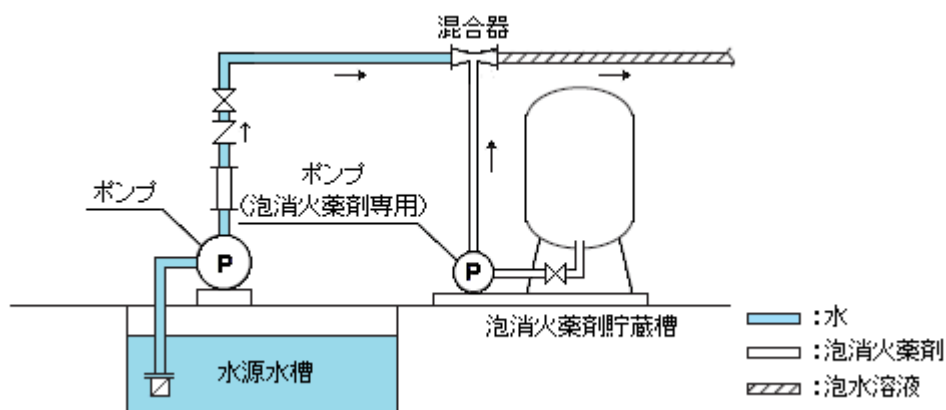
量を調節し、泡消火薬剤貯蔵槽からポンプ吸水側に泡原液を吸引して希釈容量濃度の泡水溶液とする方式のものをいう。



第4-10図

ウ プレッシャー・サイド・プロポーションナー方式 (第4-11図参照)

送水管途中に混合器(圧入器)を設け、泡消火薬剤貯蔵槽から泡消火剤専用ポンプで泡原液を圧送して希釈容量濃度の泡水溶液とする方式のものをいう。



第4-11図

- (2) 混合方式は、プレッシャー・プロポーションナー方式とすること。▲
- (3) 起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、概ね1分以内であること。▲
- (4) 泡消火薬剤と水とを混合させる部分に用いるベンチュリー管等の機器(以下この項において「混合器」という。)又は泡消火薬剤と水を混合させる部分の配管結合は、放射区域を受け持つ一斉開放弁の直近に設けること。▲
ただし、一斉開放弁までの配管内に規定される希釈容量濃度の泡水溶液を常時充水する配管とする場合にあっては、この限りでない。
- (5) 混合器及び送液ポンプ等には、送液方向を示す矢印を表示すること。

9 フォームヘッド

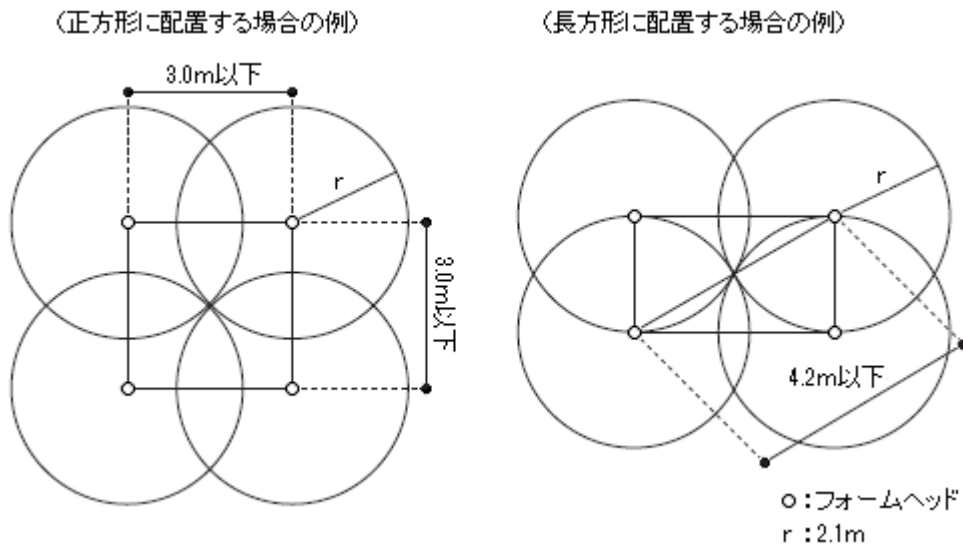
フォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。

(1) フォームヘッドは、適正な泡放射ができるものであるとともに泡の発泡倍率は5倍以上であり、かつ、当該泡の4分の1還元時間は1分以上であること。

(2) 設置位置等

ア 省令第18条第1項第2号ロ及びハの規定によるほか、使用するフォームヘッドの許容取付け高さ（フォームヘッドごとに決められたフォームヘッドの取付け高さの上限値及び下限値の範囲をいう。）において、放射区域の各部分から一のフォームヘッドまでの水平距離が2.1m以下となるように設けること。（第4-12図参照）

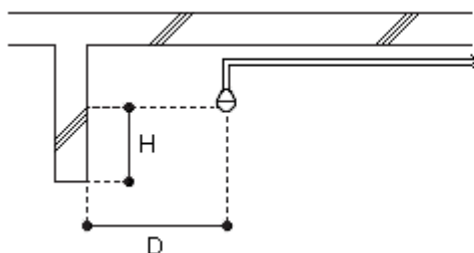
ただし、側壁型のフォームヘッドは当該機器の仕様書で定める水平距離内に設けること。



第4-12図

イ 梁、垂れ壁等がある場合のフォームヘッドの設置は、第4-13図の例によること。

ただし、側壁型のフォームヘッド等で円状に放射しないフォームヘッドの場合や、当該ヘッドからの放射が妨げられる部分が、他のフォームヘッドにより有効に警戒される場合にあっては、この限りでない。



D (m)	H (m)
0.75未満	0
0.75以上1.00未満	0.10未満
1.00以上1.50未満	0.15未満
1.50以上	0.30未満

第4-13図

- ウ フォームヘッドは、当該機器の仕様書で定める取付け高さの範囲内に設けること。
- エ フォームヘッドから天井等（天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この項において同じ。）の取付け面との距離は、当該機器の仕様書で定める距離以上とすること。
- オ フォームヘッドの周囲には、放射分布に障害となるものがないこと。

(3) 機器

- ア フォームヘッドは、消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定を受けたものを使用すること。▲
- イ 泡消火薬剤は、性能評定時に組み合わせを指定されたものを用いること。

10 制御弁

配管には、次により制御弁を設けること。

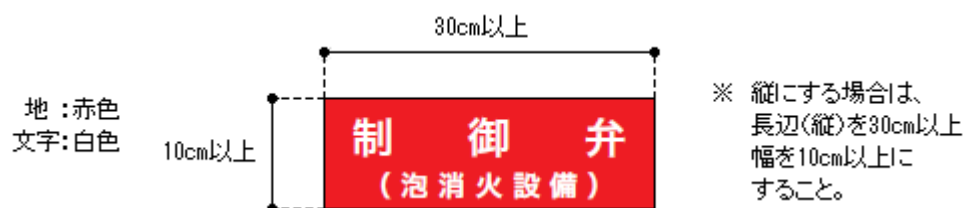
- (1) 制御弁は、**第3 スプリンクラー設備 9**（(3)、(4)及び(7)を除く。）に準じて設けること。
- (2) 制御弁は、当該放射区域を経由することなく接近できる共用部分若しくは階段の直近等で容易に操作でき、かつ、いたずら防止その他適正な状態にあることが容易に確認できる場所に設けること。▲

なお、地下5階以上の深層部に設置する制御弁は、階段付近等の維持管理等が容易な場所に設けること。

- (3) 制御弁は、自動警報装置を設置する系統ごとに流水検知装置の一次側に床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。▲
- (4) 制御弁には、その直近の見やすい箇所に泡消火設備の制御弁である旨を表示した標識を設けること。▲

なお、標識は、次によること。（**第4-14図**参照）

- ア 標識の大きさは、短辺10cm以上、長辺30cm以上とすること。
- イ 地を赤色、文字を白色とすること。



第4-14図

11 自動警報装置

自動警報装置は、省令第 18 条第 4 項第 12 号の規定によるほか、次によること。

(1) 発信部に流水検知装置を用いる場合は、**第 3 スプリンクラー設備 10(1)ア**及び**イ**を準用すること。

(2) 一の発信部（流水検知装置）が受け持つ区域は、3,000 m²以下とし、2 以上の階にわたらないこと。●

また、一の階に 2 以上の受持ち区域を有する防火対象物は、原則として建基令第 112 条第 1 項に規定する防火区画をまたがらないように設定し、当該流水検知装置を設ける箇所の付近に受持ち区域一覧図を備えておくこと。▲

(3) 車両が通行するスロープ部にフォームヘッドを設置する場合、当該フォームヘッドに接続する配管は、いずれの階に設けられた発信部（流水検知装置）からの配管と接続して差し支えない。

(4) 受信部の設置場所等

省令第 18 条第 4 項第 12 号において準用する省令第 14 条第 1 項第 4 号ニ及びホの規定による受信部の設置場所及び一の防火対象物に 2 以上の受信部を設置する場合は、**第 10 自動火災報知設備 4(1)**を準用すること。

(5) 音響警報装置

省令第 18 条第 4 項第 12 号において準用する省令第 14 条第 1 項第 4 号ただし書きの規定は、**第 3 スプリンクラー設備 10(6)**を準用すること。

12 一斉開放弁

一斉開放弁は、次によること。

(1) 一斉開放弁は、放射区域ごとにその受け持つ放射区域内又はその直近に設けること。▲

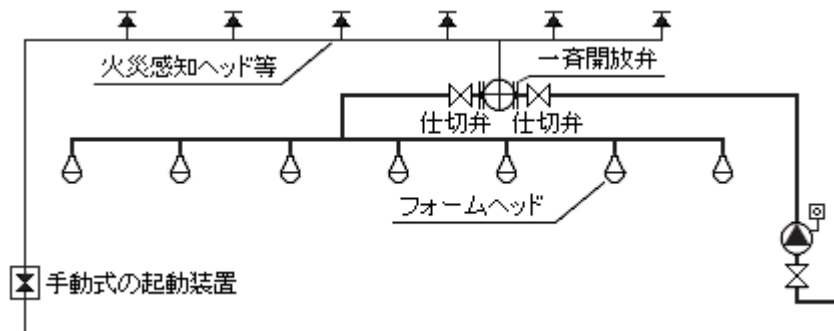
(2) 一斉開放弁にかかる圧力は、当該一斉開放弁の最高使用圧力以下とすること。

(3) 一斉開放弁は、**第 4-2 表**に上欄に掲げる一の放射区域への放射量の値に応じて、同表下欄に掲げる呼び径のものをを用いること。

第 4-2 表

放射量 (L/min)	450	700	1,200	1,800	2,100
呼び径 (A)	40	50	65	80	100
放射量 (L/min)	3,300	4,800	8,500	13,000	19,000
呼び径 (A)	125	150	200	250	300

(4) 一斉開放弁の一次側及び二次側には、仕切弁を設置すること。▲ (**第 4-15 図**参照)



第4-15図

- (5) 一斉開放弁は、赤色で塗装すること。

13 起動装置

起動装置は、省令第18条第4項第10号の規定によるほか、次によること。

(1) 自動式の起動装置

省令第18条第4項第10号イの規定による自動式の起動装置は、次によること。

ア 火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド（以下この項において「火災感知ヘッド等」という。）を用いる場合

(ア) 火災感知ヘッド等は放射区域ごとに、次により設けること。▲

- a 火災感知ヘッド等は、省令第13条の2第4項イからハまでに準じて設けること。
- b 火災感知ヘッド等の標示温度は、79℃未満のものを設けること。
- c 火災感知ヘッド等1個の警戒面積は、15㎡以下ごとに1個以上偏在しないように設けること。

ただし、耐火建築物の警戒面積にあつては、20㎡以上とすることができる。

d 火災感知ヘッド等の取付け面の高さは、床面から5m以下とすること。

ただし、火災感知ヘッド等の感度種別が1種のものを使用する場合は、8m以下とすることができる。

なお、火災感知ヘッド等を設ける位置がこれらの高さを超える場合は、イにより感知器で起動させること。

(イ) 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、**第**

3 スプリンクラー設備 11を準用すること。

(ウ) 配管の末端には、ボールコック等による手動式の起動装置を設けること。

イ 感知器を用いる場合

(ア) 感知器は放射区域ごとに、次により設けること。▲

- a 感知器は、省令第23条第4項の規定の例により設けること。
- b 感知器の種別は、熱感知器の特種（定温式に限る。）、1種又は2種若しくは差動分

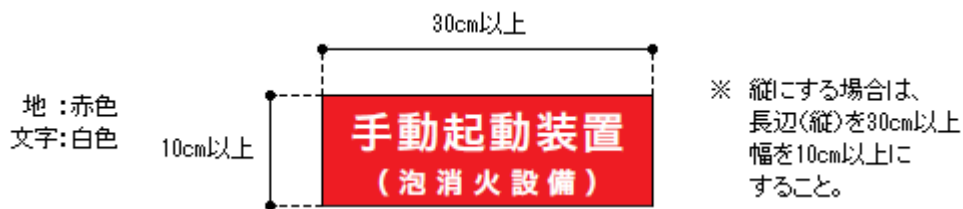
布式の2種又は3種のものとする。

- (イ) 非火災報による誤作動対策を講じる場合は、泡消火設備専用の感知器及び自動火災報知設備の感知器によるAND回路（泡消火設備専用の感知器のみの2信号によるAND回路を含む。）を組むことができる。
- (ウ) 感知器の作動と連動して一斉開放弁が開放した場合は、何らかの復旧操作をしない限り、閉鎖しないものであること。
- (エ) 感知器の回路の端末には、手動式の起動装置を設けること。

(2) 手動式の起動装置

省令第18条第4項第10号口の規定による手動式の起動装置は、次によること。

- ア 手動式の起動装置は、放射区域ごとに1個設けること。▲
- イ 起動装置の操作部は、当該放射区域内を見とおすことができ、かつ、操作をした者が容易に退避できる箇所に設けること。▲
- ウ 省令第18条第4項第10号口(ホ)に規定する起動装置の操作部である旨の標識は、次によること。●（第4-16図参照）
 - (ア) 標識の大きさは、短辺10cm以上、長辺30cm以上とすること。
 - (イ) 地を赤色、文字を白色とすること。

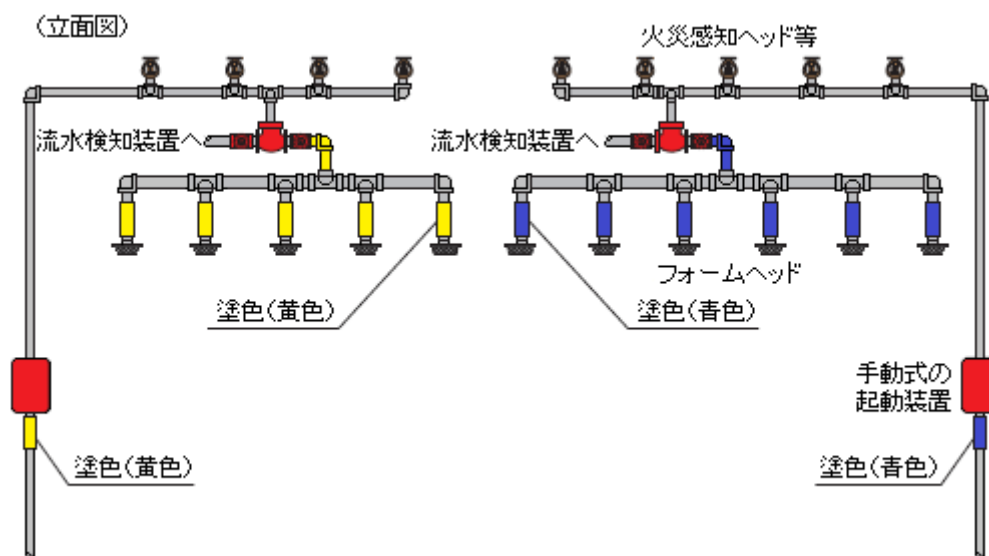


第4-16図

- エ 起動装置は、赤色で塗装をすること。
- オ 駐車のために供する部分等に設ける起動装置の操作部には、車両の衝突による破損を防ぐための防護措置がなされていること。▲
- カ 2以上の放射区域を有する泡消火設備は、放射区域ごとに泡ヘッドの取付け部及び一斉開放弁の放出側の配管をそれぞれ30cm以上同色で塗装し、当該放射区域の起動装置（配管又は操作部の部分）も同色で塗装すること。▲（第4-17図参照）

ただし、天井仕上げ等により配管が露出しない構造のものにあつては、泡ヘッド部分（網の部分を除く。）等のみの塗装とすることができる。

なお、隣接する放射区域は、容易に識別ができるよう異なる彩色とすること。
- キ 政令別表第1(13)項口の用途に供される部分にあつては、起動装置の操作部を放射区域ごとに火災の表示装置の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結してそれぞれ1個設けること。▲



第4-17図

14 送水口

- (1) 送水口を**第2 スプリンクラー設備 13** (クを除く。) に準じて設けること。●
- (2) 送水口には、次の標識を設けること。(第4-18図参照)



第4-18図

- (3) 送水口は、原則、加圧送水装置から泡消火薬剤混合装置までの配管に、専用の配管で接続すること。

15 表示及び警報

表示及び警報は、**第3 スプリンクラー設備 15** を準用すること (省令第18条第4項第15号の規定により総合操作盤が設けられている場合を除く。)

16 貯水槽等の耐震措置

省令第18条第4項第16号の規定による貯水槽等の耐震措置は、**第2 屋内消火栓設備 11** を準用すること。

17 非常電源及び配線等

非常電源及び配線等は、省令第 18 条第 4 項第 7 号、第 12 号及び第 13 号の規定によるほか、次によること。

(1) 非常電源等

非常電源、非常電源回路の配線等は、**第 23 非常電源**によること。

(2) 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、**第 2 屋内消火栓設備 12(2)**を準用すること。

(3) 非常電源回路、操作回路及び音響警報装置回路の配線は、次によること。(第 4-19 図参照)

ア 非常電源回路

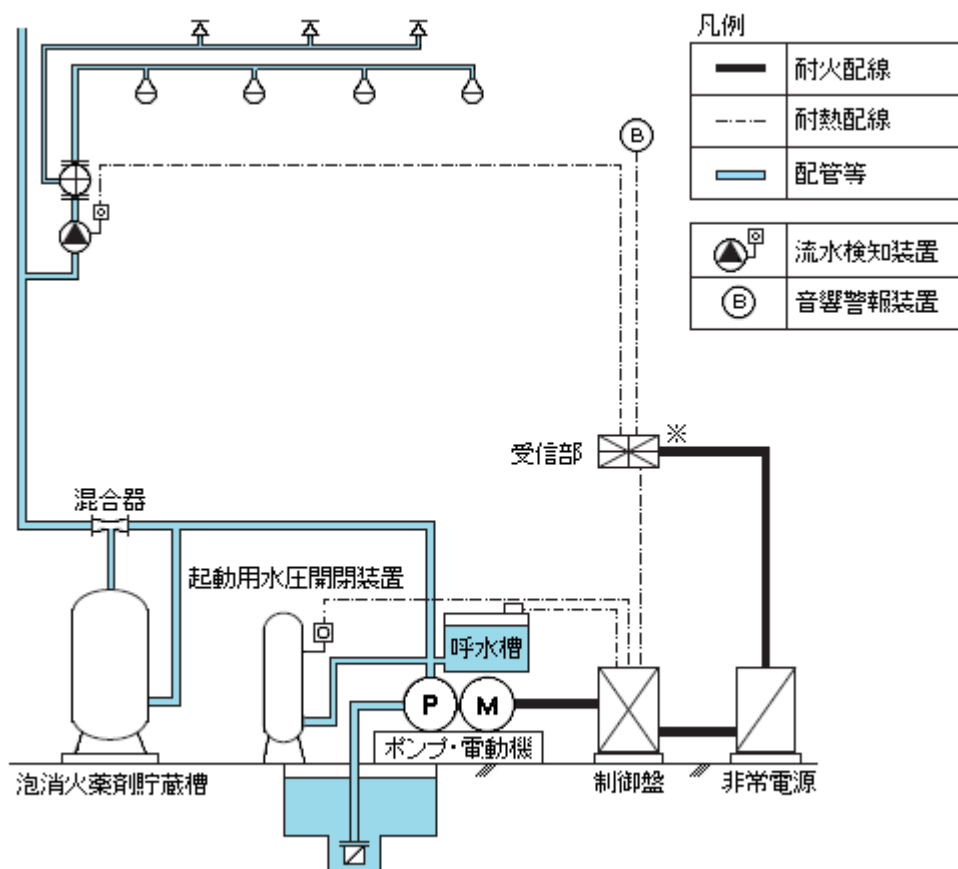
耐火配線を使用すること。

イ 操作回路

耐熱配線を使用すること。

ウ 音響警報装置回路

省令第 18 条第 4 項第 12 号に規定する自動警報装置の回路の配線は、耐熱配線を使用すること。▲



備考：蓄電池が内蔵されている場合、一次側配線(*)は、一般配線として差し支えない。

第 4-19 図

18 総合操作盤

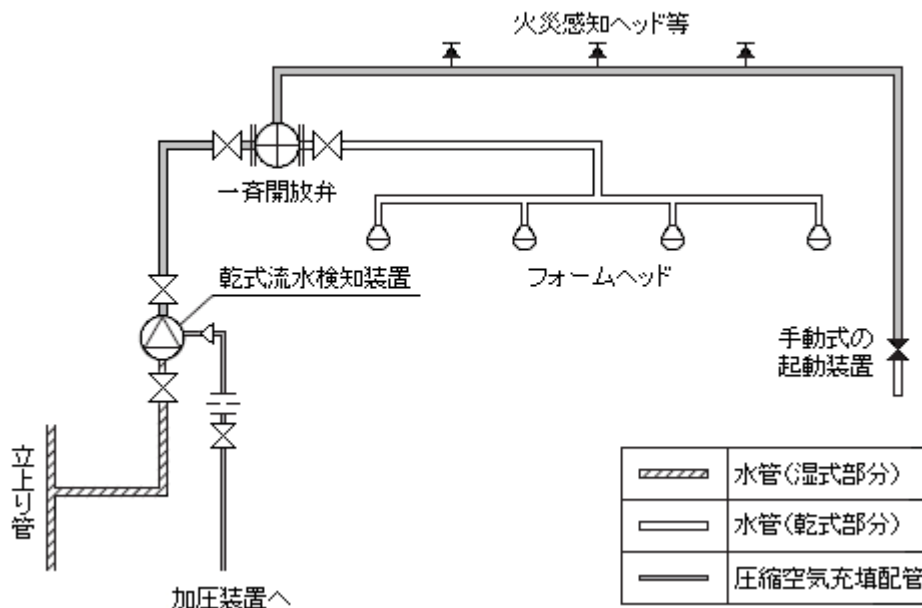
省令第18条第4項第15号に規定する総合操作盤は、**第24 総合操作盤**によること。

19 乾式流水検知装置を用いる方式

常時配管内を湿式とすることにより、凍結による障害が生じるおそれがある場合にあっては、次により乾式流水検知装置を用いた泡消火設備とすることができる。(第4-20図参照)

- (1) 乾式流水検知装置の二次側配管は、**第3 スプリンクラー設備 19(6)**を準用すること。
- (2) 火災感知ヘッド等の形状は、**第3 スプリンクラー設備 19(7)**を準用すること。
- (3) 乾式流水検知装置の二次側に圧力を設定するための加圧装置の供給能力は、**第3 スプリンクラー設備 19(2)**を準用すること。
- (4) 当該方式に用いる一斉開放弁は、空気圧により正常に作動するものを用いること。

(乾式流水検知装置を用いた泡消火設備の系統例)



第4-20図

20 機械式駐車場

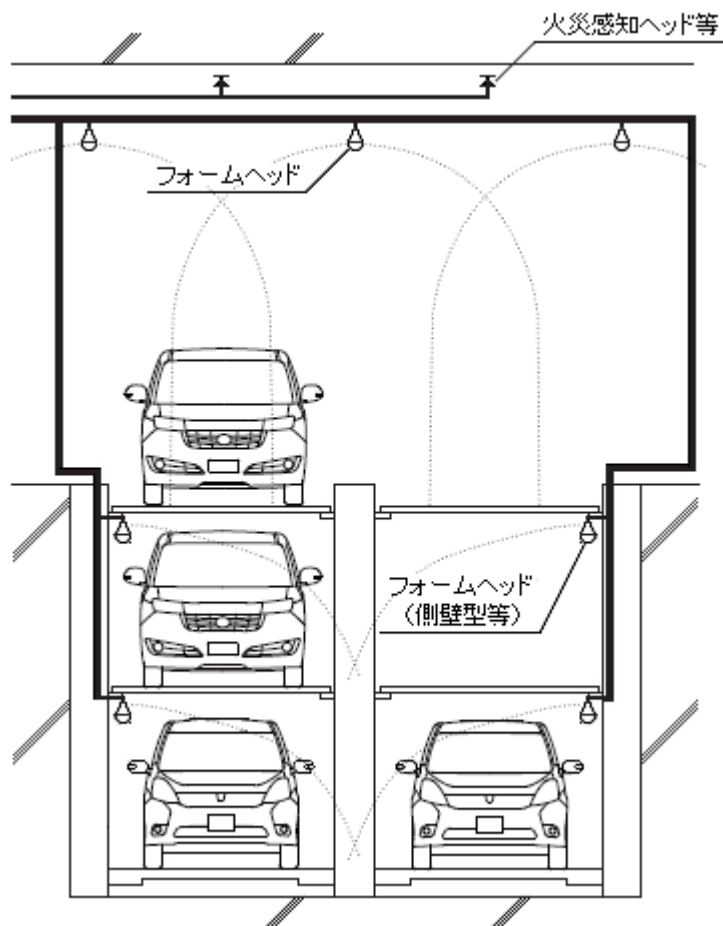
機械式駐車場(複数の段に駐車できるものをいう。)に泡消火設備を設ける場合は、前1から19によるほか、次の定めるところによること。

- (1) 防火対象物内の駐車のために供する部分で、機械式駐車設備で複数の段に駐車できるものは、最上段の天井部分の他、各段に対しても泡が放射されるように、車両の背面又は車両と車両の間に配管を設けてフォームヘッドを設置すること。
- (2) 火災感知装置は、火災感知用ヘッド及び閉鎖型スプリンクラーヘッド(以下この項におい

て「火災感知ヘッド等」という。)で標準温度 79° 未満のものとし、天井等で感知しやすい部分に取り付けること。(第4-21図参照)

- (3) 側壁型のフォームヘッドを設置する場合は、当該ヘッドから有効に放射できるように設置すること。

ただし、構造体によって最上段以外の段に設置できないものは、構造体の1つのユニットの周囲全体から放射できるように、周囲に設置すること。



第4-21図

- (4) 駐車のために供する部分の水平投影面積 50 m²以上を一の放射区域とし、隣接する二つの区画を同時に放射できる容量の加圧送水装置を設けること。

なお、一の機械式駐車台数ごとに駐車部分を不燃材料で区画したときは、当該部分(車路を含む。)を一の放射区域とすることができる。

- (5) 手動の起動装置は、当該部分の火災の影響を受けることなく、容易に操作できる位置に設けること。
- (6) 地上2段式以外の機械式駐車場には移動式の泡消火設備を設けないこと。